

## 松山市デジタル版マイ・タイムライン等防災サービス運用保守仕様書（案）

### 1 運用保守の条件

- ・ 開発する当該システムの運用・保守に係る内容は、次のとおりとする。
- ・ 令和 5 年度からのシステム保守運用については、別途契約を締結する。
- ・ システムの運用保守の期間は 5 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日）とする。

### 2 システムの運用保守

- (1) システムの運用（クラウドサーバ料、通信回線料、ライセンス料を含む。）
- (2) システムを構成する物理・論理資源の構成管理
- (3) システムの稼働監視
- (4) システムの障害対応
- (5) システムの復旧
- (6) システムのログの収集・管理
- (7) システムの障害原因調査・報告
- (8) システムのバージョンアップ及びパッチ適用
- (9) ソフトウェアの不具合への対応  
平日業務時間帯  
(ただし、土日、祝日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までを除く。)
- (10) 問い合わせ対応  
平日業務時間帯  
(ただし、土日、祝日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までを除く。)
- (11) その他  
当該システムの運用保守に必要な事項